

答 申 第 1 1 4 号
(諮 問 第 1 1 5 号)

令和 5 年 (2023 年) 10 月 27 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 3 月 24 日付け鎌総第 3611 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和3年（2021年）12月17日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1. 深沢地域整備事業に関し、単独施行の場合のメリット・デメリット及び村岡地区と深沢地区との一体施行のメリット・デメリットの記載がある文書。2. 深沢地域整備事業を組合施行の場合のメリット・デメリットの記載がある文書。」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）12月28日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）12月17日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 深沢地域整備事業に関し、単独施行の場合のメリット・デメリット及び村岡地区と深沢地区との一体施行のメリット・デメリットの記載がある文書。2. 深沢地域整備事業を組合施行の場合のメリット・デメリットの記載がある文書。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和3年（2021年）12月28日付け鎌倉市指令深地第6号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）1月14日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）1月14日付けで提出した審査請求書、同年2月21日付けで提出した反論書及び令和5年（2023

年) 5月 26日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 非公開とした情報については、単独施行と一体施行を比較するために作成したものであり、事業スキームとして確定したものではないとしているが、非公開ではメリット・デメリットの比較ができず、単体施行又は一体施行のどちらが市民にとって有利なのか判断できない。

イ 条例の目的である、市民の知る権利の保障、市の説明責任、市政の透明性の向上など、条例の解釈及び運用は、常にこの目的に照らして行わなければならないが、条例第6条第3号及び第4号を適用して一部非公開としたのは条例の運用及び解釈を誤っていることから、公開されるべきである。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和4年(2022年)2月8日付けで提出された弁明書による決定理由説明によると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件処分において非公開とした箇所は、未成熟な情報であって、これが公開されると不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがある。また、公開することにより事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれがある。
- (2) 審査請求人は、一部公開処分では、メリット・デメリットの比較ができないため、単独施行・一体施行のどちらが市民にとって有利なのか判断できないから公開されるべきである、と主張するが、処分庁として、公開対象の行政文書に記載された情報について、条例第6条の規定に基づき適切に決定を行っている。
- (3) 実施機関は、審査請求人が本件請求に係る行政文書公開請求書の請求内容に合致した文書を公開しており、一部公開決定を行った行政文書をもって、審査請求人が単独施行・一体施行のどちらが市民にとって有利なのか判断できないと認識していることは、本件処分の妥当性とは関係のない事項であり、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求に係る対象文書は、深沢地域整備事業に関し、単独施行の場合、村岡地区と深沢地区との一体施行の場合及び組合施行の場合のそれぞれについて、メリット及びデメリットを記載した文書である。

実施機関は、審査請求人から請求の趣旨を聴き取り、「平成 21 年度 深沢地区事業促進等業務 報告書」及び「平成 29 年度 村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託 委託成果品（2/2）」を本件請求に係る対象文書として特定した上で、前者からは「施行主体の比較検討結果」と題する一覧表の掲載されたページを抜粋して全て公開し、後者からは「村岡・深沢地区一体施行のメリット・デメリット」と題する一覧表の掲載されたページ（以下「本件文書」という。）を抜粋し、そのうち一部について条例第 6 条第 3 号及び第 4 号に該当するとして、行政文書一部公開決定処分を行った。

審査請求人は、意見書で、非公開とした部分は地区全体の合計値であり、条例第 6 条第 3 号及び第 4 号には該当せず、全て公開すべきであると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分に係る実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 条例第 6 条第 3 号の該当性について

ア 条例第 6 条第 3 号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関（中略）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、（中略）意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関が条例第 6 条第 3 号に該当するとして非公開とした

のは、 R （保留地地積）を R_{\max} （保留地として取り得る最大地積）で除した割合の数値（以下「割合」という。）である。

ウ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり、割合が記載されていた。

割合は、審査請求人が本件請求を行った時点においては、今後変更されることが予想される未成熟な検討段階の情報であって、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあったと認められる。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 条例第6条第4号の該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関が条例第6条第4号に該当し非公開としたのは、施行後の宅地面積、保留地面積、施行前単価、施行後単価、増進率、保留地処分単価、公共減歩率、保留地減歩率及び合算減歩率（以下「施行前後単価等」という。）である。

ウ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり、施行前後単価等が記載されていた。

これらの情報を公開することになると、公開した情報があたかも確定したものとして取り扱われ、不当な不動産価格の設定につながるほか、権利者との交渉など今後の事務事業の施行に大きな影響を及ぼすおそれがある。

そのため、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を

左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 3 / 12 / 17	行政文書公開請求書が提出される
12 / 28	行政文書一部公開決定通知書
4 / 1 / 14	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
2 / 8	処分庁が審査庁に弁明書を提出
2 / 21	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 24	審査会に諮問
5 / 5 / 26	審査請求人が審査庁に意見書を提出
7 / 3	第 147 回 審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
8 / 2	第 148 回 審査会で審議
9 / 4	第 149 回 審査会で審議
10 / 2	第 150 回 審査会で審議
10 / 27	答申（第 114 号）